

喫茶・レストラン出店者募集

株式会社まちづくり小城が管理する小城市まちなか市民交流プラザ「ゆめぷらっと小城」では、「ゆめぷらっと小城」の魅力を高める飲食店を募集します。

ご希望の方は、下記の募集要項によりお申込みください。

【 出店者募集要項 】

1 施設の概要

(1) 所在地

〒845-0001

小城市小城町253番地21

(2) 開館時間

8:30 ~ 22:00

(3) 休館日

12月30日 ~ 1月3日（施設点検等のため臨時休館日あり）

(4) 店舗の場所・面積

ゆめぷらっと小城1階南側 74.7㎡

2 応募資格

- (1) 応募者は、公共施設内において経営を行うにふさわしい経営の資質、信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体、個人とします。
- (2) 応募者は、営業に必要な有資格者を従事させることができる者とします。
- (3) 応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及び同6条に規定する暴力団員でない者とします。

3 営業条件

(1) 営業主体

第三者に委託することなく、申込者自らが経営してください。

また、責任者を選任し、常駐させてください。

(2) 使用開始日

令和2年8月1日から使用可能です。

- (3) 営業日及び営業時間
原則としてゆめぷらっと小城の開館日、開館時間内とするが、詳細は決定後協議します。
- (4) 営業内容
 - ① 営業に必要な従業員を適切に配置してください。
 - ② 来館者等の飲食に供するため、ニーズに合った適切なメニューを提供してください。酒類の提供も可能です。
 - ③ 館内の会議室等利用者や各施設からの弁当、ケータリング等の注文にも対応してください。
- (7) 使用料
小城市まちなか市民交流プラザ使用許可申請において決定される使用料
(令和元年度実績 使用料月額 130,000 円 共益費月額 10,000 円 別途消費税)
- (8) 営業に係る経費
 - ① 電気、ガス、水道の使用料は、使用量に応じ(株)まちづくり小城から請求する。
 - ② 通信費、消耗品費、その他営業に要する経費(店舗内の清掃)については出店者が負担すること。
 - ③ 必要な備品は出店者で準備する。
- (9) 改装工事
客席、厨房等を改装する場合は、(株)まちづくり小城と協議のうえ、出店者の負担で行ってください。

4 応募書類

- (1) 指定様式
 - ① 出店申込書(様式第1号)
 - ② 企画提案書(様式第5号)ホームページからダウンロードできます。

5 応募手続き

- (1) 応募方法
ゆめぷらっと小城管理室まで持参してください。
- (2) 提出部数
正本1部、副本1部
- (3) 応募書類の取扱い等
 - i 応募書類は理由のいかんにかかわらず、返却しません。
 - ii 応募書類は審査における使用に限り、必要に応じて複写できるものとします。

2020.6.28

(4) 面接の場所

- 1) 場 所 ゆめぷらっと小城
- 2) その他 詳細は後日、書類提出者に通知します。

〒845-0001

小城市小城町253-21

ゆめぷらっと小城市管理事務室 (担当：八木、古賀)

Tel 0952-37-6601 Fax 0952-37-6602

E-mail info@yumeplatogi.com